



序章 はじめに

1 計画改定の背景

所沢市（以下、「本市」という。）では、都市のみどりの保全と緑化の推進を図るため、2011年（平成23年）に「所沢市みどりの基本計画」（以下、「旧計画」という。）を策定しました。

策定から今日までの8年間においては、旧計画の実現のため、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」を定め、市独自の取り組みである「里山保全地域等指定整備事業」や「みどりのパートナー活動推進事業」などの各施策を着実に展開し、緑地の保全・緑化の推進とその担い手の確保を進めてきました。これらは第34回緑の都市賞において国土交通大臣賞を受賞するなど高く評価され、みどりの取り組みの継続と更なる発展が強く望まれています。

近年では、全国的な少子高齢化の進展や都市のインフラの老朽化、気候変動の抑制とCO2の削減、災害への備えや生物多様性への意識の高まりなど、みどりを取り巻く社会情勢や市民ニーズが大きく変化しています。また、「所沢市みどりの基本計画」の根拠法である都市緑地法の改正（2017年・平成29年）、上位計画である第6次所沢市総合計画の策定など、法制度や計画の面にも変化が生じています。

こうした中で、旧計画の第6章に定められたPDCAサイクルによる計画の進行管理に基づき、社会情勢・市民ニーズの変化、都市緑地法等の改正、上位計画等の方向性を踏まえた、新しい時代にふさわしい計画とするため、「所沢市みどりの基本計画」（以下、「本計画」という。）を改定します。



所沢航空記念公園と中心市街地

2 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている法定計画であり、主として都市計画区域内における市町村のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。計画は、住民の意見を聴きながら市町村が主体的に策定し、公表することが求められています。

また、本市では、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」においてもみどりの基本計画の策定を義務づけています。条例では、市民等の意見の反映とともに、所沢市みどりの審議会の意見を聴きながら定めるものとしています。

(1) 「みどり」の概念

一般的に漢字の「緑」は、樹木や草花といった単なる植物をイメージさせます。一方、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」では平仮名の「みどり」を「樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する生きものの生育基盤である土、水等の自然の要素をいう」と定義し、広い概念として捉えています。

この観点から、計画名称についても旧計画と同様に「所沢市みどりの基本計画」とし、こうした広い概念とともに、公園やグラウンドなどのオープンスペース、更にはみどりに関わる様々な活動や取り組みなど、「みどり」に関連する環境を含めて、本市の『みどりに関する総合的な計画』として定めます。



(2) 計画の対象

本計画は本市の全ての「みどり」を対象とした計画です。

「みどり」を量的に捉えるには、視覚的な「みどり」を対象とした『緑被地』と、一定の基準の中で確保（担保）された「みどり」を対象とした『緑地』の2種類がありますが、本計画における目標の設定には、各種施策の実施成果を捉えるため『緑地』を用いています。

なお、この『緑地』は、都市公園法で規定する都市公園及び公園緑地に準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地からなる「施設緑地」、法律や条例などに基づき一定の土地利用規制によって樹林地や農地の担保を図る「地域制緑地」、住宅地等において緑化に関する基準を設けて地域緑化を図る「民有地緑化地」の3つに大別できます。

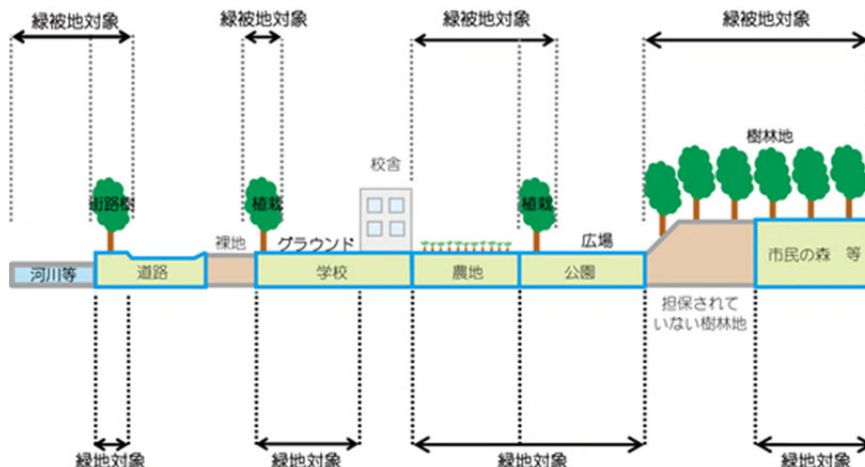
■緑地の体系図

緑地	施設緑地	都市公園	・都市公園法で規定する公園	
		公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	・公共空地 ・保全緑地 ・体験農場 ・学校のグラウンド（公立） ・子ども広場 ・運動場やグラウンド（公共） 等
			公共公益施設における植栽地等	・学校の植栽地（公立） ・道路の植栽帯 ・公共公益施設の植栽地 等
	民間施設緑地 （公園緑地に準じる機能を持つ施設）	・民間トラスト地 ・民間緑地 ・公開空地 ・学校のグラウンド（私立） ・社寺境内地 ・動植物園（民間） 等		
	地域制緑地	樹林地等の保全に関するもの	・近郊緑地保全区域 ・保安林区区域 ・市民緑地 ・ふるさとの緑の景観地 ・市民の森 ・緑地として扱える文化財 ・特別緑地保全地区 ・里山保全地域 ・保存樹林 等	
農地の保全に関するもの		・生産緑地地区 ・農業振興地域の農用地区域 等		
民有地緑化地		・緑地協定 ・地域緑化推進計画 等		

みどりのコラム

緑被地と緑地

『緑被地』とは、「河川」や「池」などの水辺地のほか、「樹林地」・「植栽地」・「草地」・「農地」等、植物の緑に被われた土地などの総称です。一方、『緑地』とは、一定の定義の中で担保された土地のことです。『緑地』は緑化されているかどうかに関わらず、対象となる敷地の面積が含まれます。例えば、学校のグラウンドなどは『緑地』として扱われますが、『緑被地』としては扱いません。



(3) 計画のフレーム

本計画の前提となる計画対象区域、計画目標年次、計画人口については、上位計画等との整合を図りつつ、次のように定めます。

計画対象区域 所沢市域 7,211haです。

所沢市域面積 7,211ha を計画の対象区域とします。なお、市全域が所沢都市計画区域となっています。

計画目標年次 10年後の2028年とします。

本計画の目標年次は「第6次所沢市総合計画」にあわせて、10年後の2028年とします。

計画人口 2028年の人口を33万人とします。

2015年（平成27年）10月末日時点の本市の人口は約34万人です。計画の目標年次である2028年の人口は「第6次所沢市総合計画」にあわせ、33万人とします。

(4) 計画の目的

本市のみどりの多くは、土地所有者や市民、市民団体などの努力によって守られ、そして築かれてきました。今後も本市に残されたみどりを守り、そしてまちなかにみどりを創出していくためには、市が先頭に立ち、市民、市民団体、事業者それぞれが主体となり、協働のみどりに関する取り組みを進めていかなければなりません。

本計画は、本市のみどりの保全と創出、活動などの方向性を示し、各主体と共に行動していくことを目的に定めるものです。

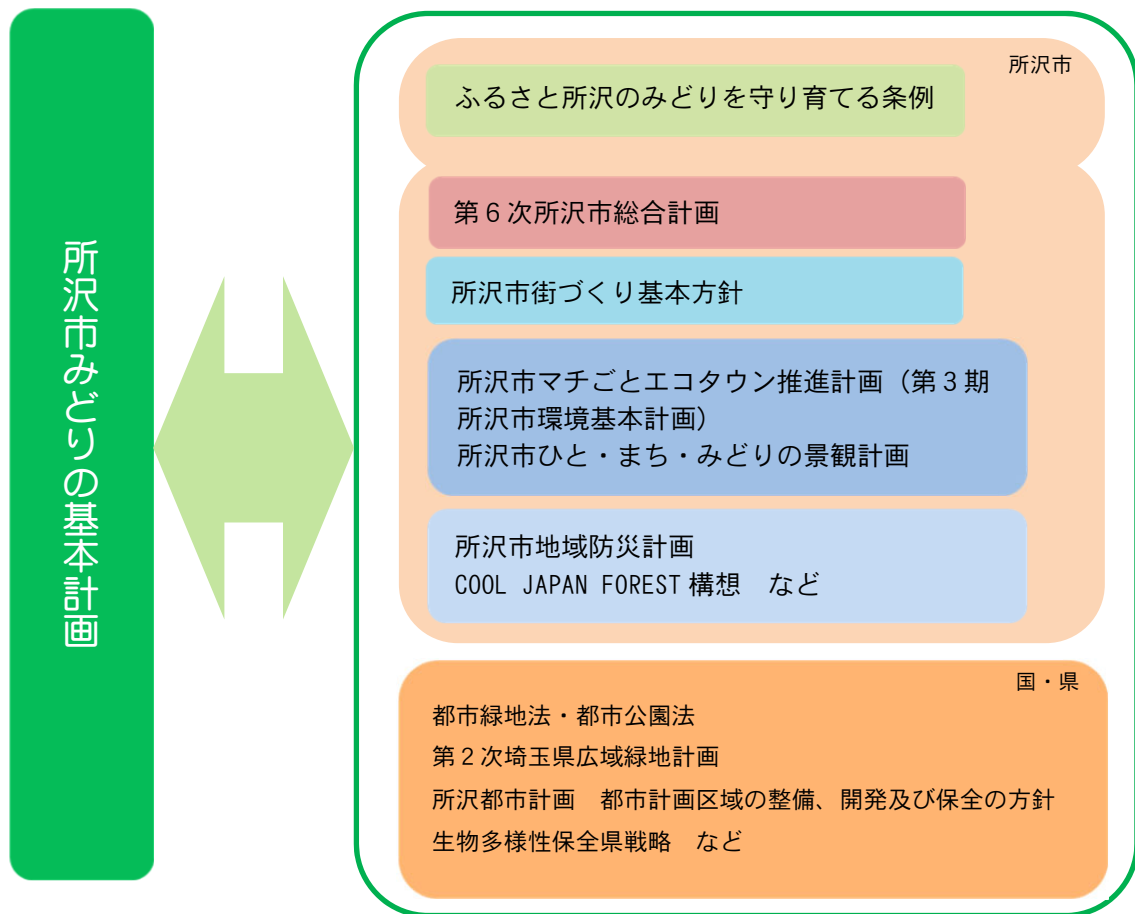
本計画を各主体相互の連携により推進することで、市内に広がるみどりがより良い状態で保全され、そこに息づく様々な生きものが更に豊かになり、みどり豊かで潤いのあるまちなみが形成されます。そして、第6次所沢市総合計画における将来像である「絆、自然、文化 元気あふれる『よきふるさと所沢』」を実現し、人と自然が調和し、誇りを感じるふるさとを築きます。



(5) 計画の位置づけ

本計画は、本市の「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に位置づけられる計画であり、上位計画である「第6次所沢市総合計画」、関連計画である「所沢市街づくり基本方針」や「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」、「所沢市地域防災計画」、「COOL JAPAN FOREST 構想」などと連携を図っています。また、広域的な視点として、「第2次埼玉県広域緑地計画」等との整合も図っています。

図 計画の位置づけ

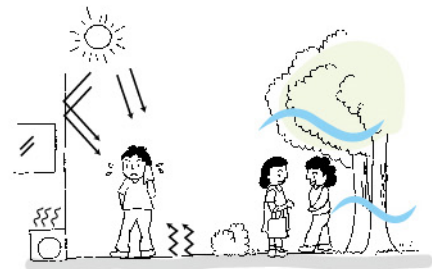


3 みどりの機能

みどりには、主に次の機能や役割が期待されます。

■環境保全機能

みどりは二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止、蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和、郊外からの涼しい風の通り道、雨水の浸透、騒音防止など、快適なまちづくりの上で重要な役割を果たしています。



涼しい風の通り道

■レクリエーション機能

みどりは行楽・スポーツの場や子どもたちの遊び場、自然とのふれあいや自然を学ぶ場にも利用されるなど、健康でやすらぎのある生活に重要な役割を果たしています。



遊び場

■防災機能

みどりは地震や火災の際の避難経路・避難場所、火災の延焼防止、地表からの土の流出や崖崩れの防止、雨水を蓄えることによる洪水や濁水の防止など、私たちの生活の安全、安心のために重要な役割を果たしています。



安全な避難場所

■景観形成機能

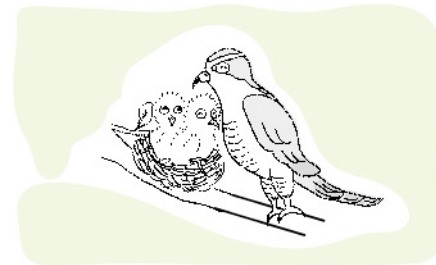
みどりはまちなみに潤いや美しさを与え、狭山丘陵や平地林、三富新田をはじめとする、自然・歴史・文化に根ざした個性的な景観の形成に寄与するなど、所沢らしい景観の形成に重要な役割を果たしています。



潤いあるまちなみ

■生きもの保護・育成機能

みどりは生きものの生息地として生物多様性を育み、遺伝子や生物種、生態系を保全し、更にエコロジカルネットワークの形成を図ることで、生きものの個体数や種類の多様性を増加させるなど、生態系の維持・改善に重要な役割を果たしています。



生きもののすみか

■コミュニティ形成機能

みどりは市民を主体とした樹林地の保全や草花の植栽などの市民活動の場となり、また、公園での地域のお祭りや催しものなど、多世代の住民が交流できる機会を生み出し、人とのつながりやコミュニティの形成に重要な役割を果たしています。



みんなのつながりの場

4 みどりの基本計画の構成

